力熊本県公報

号外 第23号 平成18年4月1日(土) (毎週 月・水・金発行)

目 次

		=		ハ																								
Oį	竜 戸	亨ダ			水	池カ	が該	亥 当	す	る	水質	手	濁	にっ	かか	る	環:	境基	甚準	の	水垣	戴 類	型 0)指	ماد	ᅺᄪ	: ≑⊞ \	
	定 · · 录丿		ム	貯	水	他え	···· が 診	5 当	す	る	水質	行污	濁	にった	かか		環:	境基	ま 準	の	水垣	或類	型 0)指)指	(水	環境	課)	1
j	Ē··																							((")	1
i U آ	サラ マ	房 夕 · · · · ·	Δ,	灯	水 ;	他 7	…	《 当		る 	水貨	打	闽	7 ڪا 		· ~	泵.	現 ಶ	と 华	· (/) · · · · ·	水項	域類	型 ()指 ····((")	2
				域	が	該	当す	つる	水	質	汚湝	景に	か	かえ	る環	境	基	準の	の水	域	類型	世の	指兌	きの			,	_
_		₩改 Ⅱ水			緑	 [[] 7	···· 化加	··· ₺Љ	7 Ñ	垭	 井 川	 I 7 k	城	 か i	友 当	 ; す	ろ	水質	雪 汚		にっか	いか	ろ我	景培	(")	2
2	甚꾈	隼の	水	域	類	型(の指	定	0	-	部改	江正												((")	2
		魯川 羽改		域	が	該:	当す	「る	水	質	汚澬	別に	か	かん	る環	境	基	準の	り水	域	類型	世の	指力	きの	(")	2
	1	2	-	告																						"	,	2
		害者を行											害	者原	就 業	•	生	活っ	支援	セ	ンゟ	7 —	の第		編	豆田乡	公宝)	2
1		ど 1 J 学	載		(人) 依		小 ₹ 頁	f V)	交	史														しカ	1 1 判)	雇用約	む 主ノ	3
																							警察	本部	広	報県月	民課)	3
O I	1 显	貝に	L	つ	用力	示 i	育习	くを	9	6	ے ک	ינת ב	C	さん	も 値	1人	情:	轮				. (")	3

告 示

熊本県告示第374号の12

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)。以下「環境省告示」という。)別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表 竜門ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
竜門ダム貯水池(全域)	湖沼 A	イ	迫間川の一部
	湖沼Ⅲ	イ	

- 注1 該当類型の欄中「湖沼A」は、環境省告示別表2の1の(2)のアの類型を、 「湖沼Ⅲ」は、環境省告示別表2の1の(2)のイの類型を示す。
 - 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。
 - 「イ」は、直ちに達成
 - 3 該当類型の「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適用しない。

熊本県告示第 374 号の 13

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)。以下「環境省告示」という。)別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表 緑川ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
緑川ダム貯水池(全域)	湖沼 A	イ	緑川の一部
	湖沼IV	1	

- 注1 該当類型の欄中「湖沼 A」は、環境省告示別表 2 の 1 の (2) のアの類型を、「湖沼 IV」は、環境省告示別表 2 の 1 の (2) のイの類型を示す。
 - 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

3 該当類型の「湖沼IV」における全窒素の項目の基準については、当分の間、暫定目標 $(1 \, \text{ሀットルにつき } 0.61 \, \text{ミリグラム})$ とし、達成年度を平成 22 年度とする。

熊本県告示第 374 号の 14

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)。以下「環境省告示」という。)別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表 市房ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	備考
市房ダム貯水池(全域)	湖沼 A	イ	球磨川の一部
	湖沼Ⅲ	イ	

- 注 1 該 当 類 型 の 欄 中「湖 沼 A」は、環 境 省 告 示 別 表 2 の 1 の (2) の ア の 類 型 を、 「湖 沼 Ⅲ」 は、 環境省告示別表 2 の 1 の (2) の イ の 類型 を 示 す。
 - 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

3 該当類型の「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適用 しない。

熊本県告示第 374 号の 15

菊池川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(昭和50年10月16日 熊本県告示第888号の2)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。 平成18年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表(菊池川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定)菊池川水系の項中「迫間川(全域)」を「迫間川(全域(竜門ダム貯水池を除く。))」に改める。

熊本県告示第374号の16

白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(昭和 47 年 12 月 21 日熊本県告示第 960 号)の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表(白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)緑川水系の項中「緑川ダムより上流」を「緑川ダムより上流(緑川ダム貯水池を除く。)」に改める。

熊本県告示第 374 号の 17

環境基本法 (平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の 指定の事務に関する政令 (平成5年政令第371号)第2条第1項の規定に基づき、公共用 水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (昭和46年5月25日閣議決 定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)水域の欄中「市房ダムより上流」を「市房ダムより上流(市房ダム貯水池を除く。)」に改める。

公 告

熊本県公告第241号の2

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第4項の規定並びに同法第35条の規定により準用される同法第27条第4項の規定に基づき、当該届出に係る事項を公示する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更後の名称 社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会

変更後の住所 熊本県熊本市水道町8番6号

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 12 号

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第34条の規定により実施機関が定める法人を次のように定めたので、熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第6号)第21条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 名称
 - 財団法人熊本県暴力追放協議会
- 2 主たる事務所の所在地 熊本市水前寺六丁目 35 番 4 号

熊本県警察本部告示第3号

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条第1項の個人情報を次のとおり定めたので、熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成18年熊本県警察本部告示第2号)第11条第1項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県警察本部長 樋口 眞人

口頭による開示請	求をすることができる個人情報の項目	口頭による開示請	口頭による開示請
開示を行う個人情報	開示する内容	求により個人情報	求により個人情報
の名称	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の開示を行う期間	の開示を行う場所
熊本県警察職員選考	受験者に対して試験種目別得点、総合得	合否発表の日から	警務課
採用試験	点及び総合順位	1月	
熊本県警察臨時職員	第1次試験受験者に対しては試験種目別	合否発表の日から	警務課
採用試験	得点、総合得点及び総合順位、第2次試	1月	
	験受験者に対しては得点及び順位		
熊本県警察非常勤職	受験者に対して試験種目別得点、総合得	合否発表の日から	警務課
員採用試験「カラー	点及び総合順位	1月	
ガード」			
熊本県警察非常勤職	第1次試験受験者に対しては試験種目別	合否発表の日から	警務課
員採用試験「カラー	得点、総合得点及び総合順位、第2次試	1月	
ガード」以外	験受験者に対しては得点及び順位		
熊本県警察育児休業	第1次試験受験者に対しては試験種目別	合否発表の日から	警務課
等代替臨時職員採用	得点、総合得点及び総合順位、第2次試	1月	
試験	験受験者に対しては得点及び順位		
警備員検定	得点	合否発表の日	検定会場
改正警備業法(平成	得点	合否発表の日	審査会場
16 年法律第 50 号)			
附則第5条の規定に			
よる審査			
警備員指導教育責任	得点	合否発表の日	考査会場

者講習修了考査			
機械警備業務管理者	得点	合否発表の日	考査会場
講習修了考査			
猟銃及び空気銃取扱	得点	合否発表の日	考査会場
いに関する講習修了			
考査			
駐車監視員資格者認	得点	合否発表の日から	交通指導課
定審査		1月	
駐車監視員資格者講	得点	合否発表の日から	考査会場(合否発
習修了考査		1月	表の日)
			交通指導課
教習指導員資格審査	科目別得点	合否発表の日から	運転免許課
		1月	
技能検定員資格審査	科目別得点	合否発表の日から	運転免許課
		1月	
停止処分者講習	得点	合否発表の日	運転免許課
運転免許試験(原付	得点	合否発表の日	運転免許試験課
免許試験、小型特殊			
免許試験以外)			
原付免許試験	得点	合否発表の日	運転免許試験課
			受験警察署交通
			課(係)
小型特殊免許試験	得点	合否発表の日	運転免許試験課
			受験警察署交通
			課(係)